

お取引先 各位

国立大学法人九州大学  
財務部調達課

## 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の開始に向けたお知らせについて

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が令和5年10月1日に開始されますが、令和5年10月1日から「適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）」となるための原則的な期限は、令和5年3月末になっております。

インボイス制度においては、買手は消費税の仕入税額控除のためには原則としてインボイスの保存が必要になり、売手はインボイスの交付を行うためには「インボイス発行事業者」の登録申請が必要になります。

お取引先各位におかれましては、国税庁ホームページ内の「インボイス制度特設サイト」をご確認の上、インボイス制度が開始される前までに登録申請手続きを完了して頂きますようよろしくお願いいたします。

なお、制度開始に向けて制度の内容をご理解いただき、円滑に準備いただくため、文部科学省からの周知依頼がありましたので、以下についてお知らせいたします。

### 1. 早期登録の依頼

インボイス発行事業者の登録については、原則的な申請期限である令和5年3月末に近づくにつれ申請数が大幅に増加し、登録処理に時間を要することが予想されます。

現時点で登録予定がございましたら、できるだけ早期の登録申請をお願いいたします。

なお、制度自体や登録申請に際して必要となる情報は、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」内に「インボイス発行事業者」の登録申請手続きが掲載されております。同サイト内には、事業者の方の制度理解に資する資料や、国税庁・税務署が主催するどなたでも参加可能な説明会のご案内等も掲載しています。

また、一般的なご質問を受け付けるチャットボットやフリーダイヤルも開設されていますので、ご活用ください。

### 2. 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」について

免税事業者やその取引先の対応に関して、消費税法だけでなく独占禁止法及び下請法、建設業法といった関係法令に基づき「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」が、別紙に記載の各省庁URLのとおり公表されています。

また、これらの関係法令における個別事例等の問い合わせについては相談窓口があり、こちらも各省庁URLに掲載されていますので、お知らせいたします。

### 3. 中小企業等に向けた支援措置等

インボイス制度への対応に向けた、IT導入補助金や持続化補助金といった予算措置が講じられています。活用を検討いただくため、URLをお知らせいたします。

別紙

#### 制度に関する各種ご案内

【国税庁 インボイス制度特設サイト】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

【国税庁 令和5年10月 インボイス制度が始まります！（リーフレット）】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022008-052.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式の概要 インボイス制度の理解のために】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の手引き】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022009-090.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式に関する Q&A】

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa\\_01.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm)

【国税庁 税務相談チャットボット】

[https://www.chat.nta.go.jp/invoice/app?utm\\_source=sonotapamph\\_qr](https://www.chat.nta.go.jp/invoice/app?utm_source=sonotapamph_qr)

【国税庁 軽減・インボイスコールセンター】

0120-205-553（無料） 【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

#### 免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A

【財務省】

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/consumption/d02.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d02.htm)

【公正取引委員会】

[https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/nyoukijun/invoice\\_qanda.html](https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/nyoukijun/invoice_qanda.html)

【中小企業庁】

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

【国土交通省】

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000178.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html)

※ 各ホームページに掲載されているものは同様の内容です。

#### 中小企業等に向けた支援措置

【中小企業庁 中小企業生産性革命推進事業】

[https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2021/1224/003\\_seisansei.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2021/1224/003_seisansei.pdf)